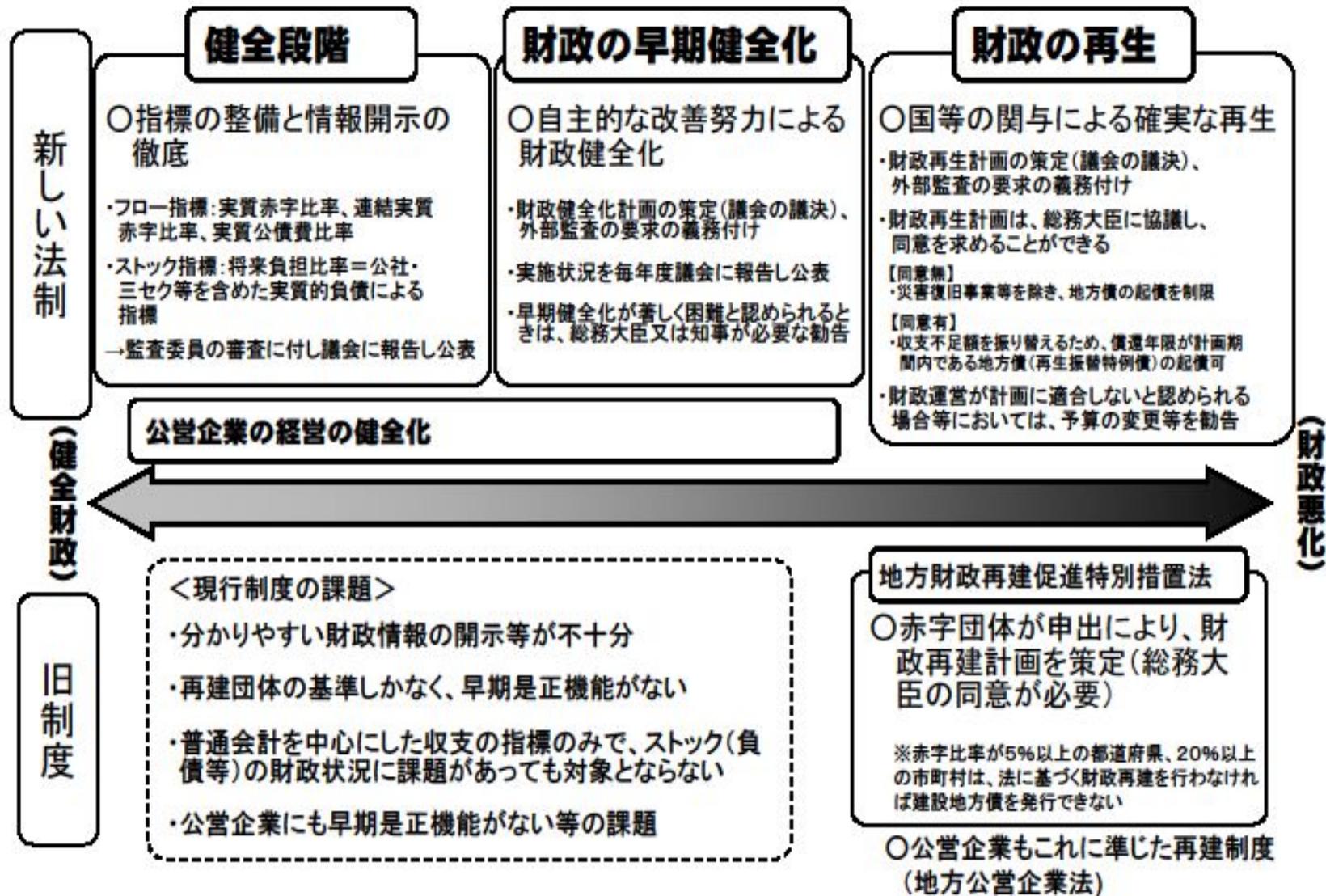


# 地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

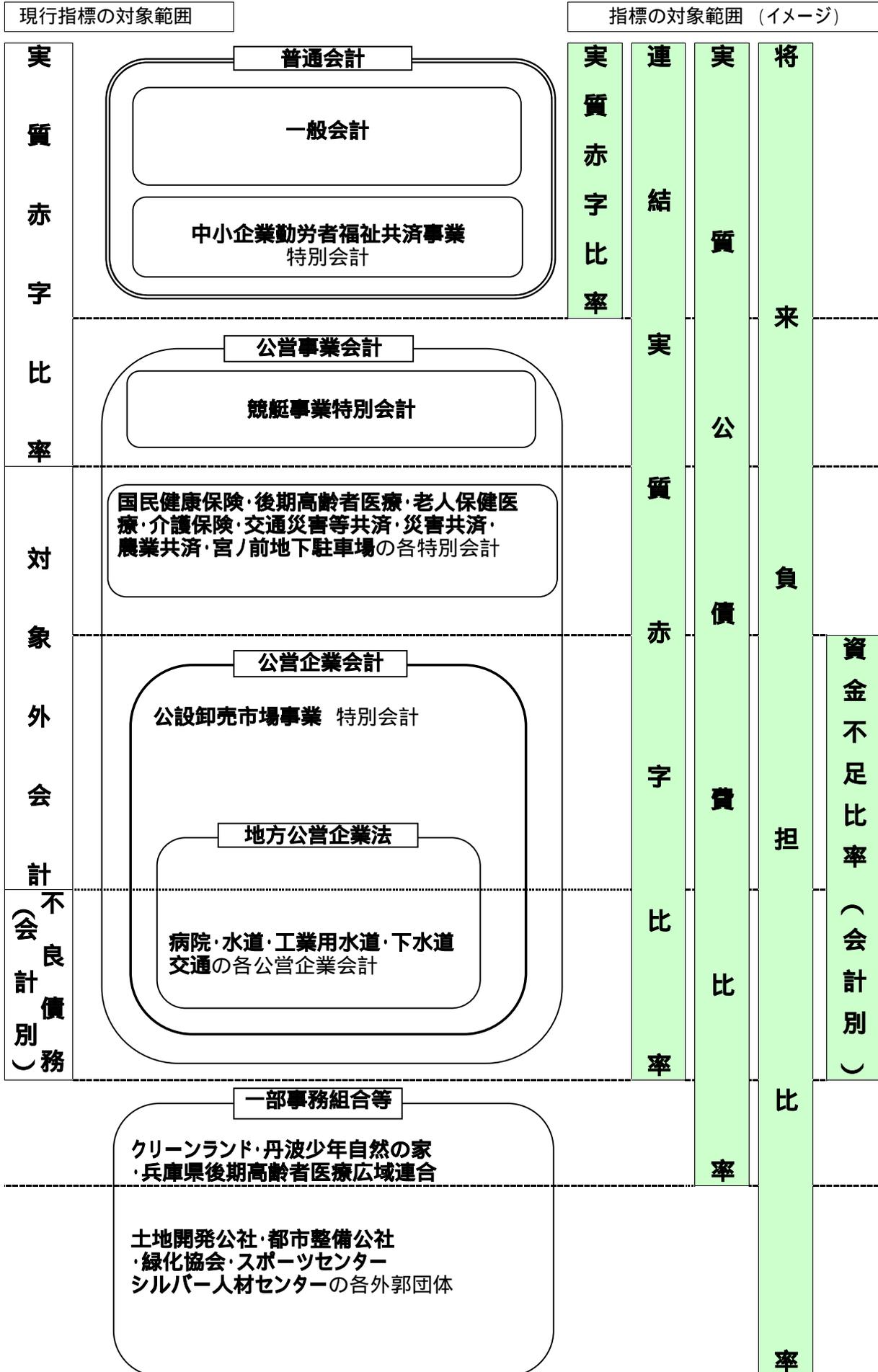
## 資料7

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)



出典:総務省「財政健全化法関係資料」(平成20年6月4日)

# 伊丹市における財政健全化法の 対象範囲のイメージ



## 財政指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律〈地方財政健全化法〉

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財制上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第1条)

### 健全化判断比率とは

実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

(単位:%)

健全化判断比率	平成20年度 決算	早期健全化 基準	財政再生 基準	備考
実質赤字比率	-	11.54	20.0	
連結実質赤字比率	-	16.54	40.0	
実質公債費比率	8.3	25.0	35.0	
将来負担比率	104.8	350.0	-	

(注) 及び については、実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「-」と表示

## 資金不足比率とは

資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率

(単位:%)

公営企業名	平成20年度 決 算	経営健全化 基 準	備 考
病院事業	-	20.0	財政基金より2,300,000千円 借受
水道事業	-	20.0	
工業用水道事業	-	20.0	
交通事業	-	20.0	
公共下水道事業	-	20.0	
公設卸売市場事業	19.2	20.0	資金不足額 11,403 千円
阪神間都市計画昆陽南 特定土地区画整理事業	-	20.0	

- (注) 1. 資金不足額がない場合は「-」と表示  
2. 資金不足率がある場合は、資金不足額を備考欄に表示

## その他比率とは

経常収支率

地方税、普通交付税などの経常一般財源が、人件費、扶助費、公債費など経常的な経費にどの程度充当されているかを判断する比率

経常収支比率

97.9% (平成20年度決算)